

外国人労働者と行政書士との 関わりについて



三重県行政書士会

外国人労働者と行政書士との関わりについて

1. 行政書士について

行政書士制度

明治 5 (1872) 年 司法職務制定により證書人・代書人・代言人

昭和 26 (1951) 年 行政書士法 2月22日公布、3月1日施行

(目的)

第1条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることに
より、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に
資することを目的とする。

・組織

法律に基づき業務独占を与えられた強制設立法人

・会員数 (令和元年10月1日)

日本行政書士会連合会 48,768名

三重県行政書士会 728名

事務局 津市広明町328番地 津ビル2階

国際(外国人関係)業務の所管

・業務部(各業務の統括)

・第四業務(国際・民事)専門委員会

2. 行政書士の業務

「許認可申請手続と権利義務・事実証明書類の作成及び相談」

(業務)

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する
書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の
知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、
電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作
成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条におい
て同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく
図面類を含む。)を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の
法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

※ 同法第19条によって上記業務は行政書士の独占業務とされている。

- 出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）及び同法施行規則上の出入国在留管理局に対しての申請等を行う者

外国人本人	代理人	申請取次者
-------	-----	-------

申請取次制度（入管法施行規則改正 昭和62年導入）

平成元年施行規則改正により行政書士が申請取次者となる。（当時は承認制）
平成16年改正により届出制となる。

- ① 申請人の出頭免除
- ② 雇用や外国人受入れ手続の的確な推進
- ③ 出入国在留管理局の事務処理効率化及び円滑化

- ・ 申請取次行政書士の人数（出入国在留管理局届出済行政書士）
 - 日本行政書士会連合会 8, 136名（平成31年1月1日）
 - 三重県行政書士会 79名（令和元年10月1日）
- 申請取次行政書士管理委員会により厳格に管理

3. 県内在留外国人に向けた当会の活動

- ① 外国人労働者向けセミナー等での講師派遣
（外国人就労・定着支援研修：一般財団法人日本国際協力センター）
- ② 市町と連携した外国人向け相談会への相談員派遣
鈴鹿、四日市、伊賀等へ
- ③ 大学での講義及び就労を控えた学生向け法教育講座の開催
鈴鹿大学、県内各高校へ
- ④ 外国人相談担当者に対する職員向け研修講師派遣
（公益財団法人三重県国際交流財団）
- ⑤ M i e c o（みえ外国人相談サポートセンター）の相談業務一部受託

4. 行政書士の国際業務

外国人からは「ビザ申請の法律家」として定着

- ① 在留資格に関する申請書類作成及び相談
- ② 出入国在留管理局への申請取次
 - ・ 在留資格認定証明書交付申請
 - ・ 在留資格変更許可申請
 - ・ 在留期間更新許可申請
 - ・ 就労資格証明書交付申請
 - ・ 永住許可申請 など
- ③ 国際結婚、養子縁組など戸籍に関する書類作成及び相談
- ④ 国籍取得、帰化申請の書類作成及び相談 など

外国人就労における関わりの実際

前提：本邦在留外国人の就労は単純労働不可

一般的に取扱いの多い在留資格抜粋（在留資格一覧から）

(ア)

名 称	在留期間
技術・人文知識・国際業務	5年、3年、1年又は3月
技能	5年、3年、1年又は3月
経営・管理	5年、3年、1年、4月又は3月
企業内転勤	5年、3年、1年又は3月

(イ)

名 称	在留期間
技能実習1号、2号、3号 団体管理型が多い	法務大臣が個々に指定する期間 (1号：1年、2号：2年を超えない範囲)
特定技能	1号：1年、6か月又は4か月ごとの更新、 通算で上限5年まで 2号：3年、1年又は6か月ごとの更新

- ・ 技能実習…申請手続のほか法的保護講習、外部監査人での関わり
移行対象職種・作業 80職種144作業（令和元年5月28日）
- ・ 特定技能…申請手続のほか登録支援機関での関わり
(特定産業分野14分野)
 - ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業
 - ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設 ⑦造船・船用工業

- ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業
⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

※ 特定技能1号は14分野で受入れ可。2分野（建設、造船・船用工業）のみ特定技能2号の受入れ可

- ・登録支援機関登録数（令和元年10月10日）
 - 全国 2,950機関（行政書士206機関）
 - 三重県 43機関（行政書士3機関）

(ウ)

名 称	在留期間
永住者	無期限
定住者	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）
日本人の配偶者等	5年、3年、1年又は6月

5. 行政書士によく寄せられる相談と参考事例

① 仕事に関する相談

(ア) 外国人本人から

在留資格関係の申請及び法制度に関すること
起業、法人設立や許認可手続き（廃棄物・リサイクル業、自動車解体業、建設業、古物商、飲食店業など）に関すること

(イ) 会社や各種法人から

採用と予定者の在留資格に関すること
経営に関すること

(ウ) 協同組合から

技能実習生の招聘に関すること、監理団体の運営全般

② 身分に関する相談

国際結婚や養子縁組手続等に関すること
離婚協議書や養育費支払契約書作成に関すること

③ 国籍に関する相談

取得、帰化に関すること

④ その他在留（不法状態含む）に関すること（在留特別許可）など

事 例

- ✓ 就労系在留資格の認定又は変更の際の不許可案件
- ✓ 留学生の就職（「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更）
- ✓ 留学や家族滞在の更新
- ✓ 海外の子会社、合弁会社からの招聘
- ✓ やむを得ない事由による退職後の在留
- ✓ 各国の法制度の違い・手続の案内
- ✓ 離婚手続及びそれに伴う在留資格変更の可否
- ✓ 永住申請、告示外定住、帰化申請の適合性 など

以上、ありがとうございました。